

## 弘前市介護予防・日常生活支援総合事業について

### 1. 加算廃止について

令和3年4月介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和4年4月1日より下記のとおり各サービスでの加算も廃止となりました。

サービス種別	廃止加算
訪問介護相当サービス 生活支援サービスⅠ・Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅳ
通所介護相当サービス 生きがい型デイサービス	介護職員処遇改善加算Ⅴ

### 2. 指定（更新）申請等にかかる文書の簡素化について

#### ①押印等の見直しによる簡素化

指定（更新）申請の際に提出して頂く書類や付表、添付書類への押印及び原本証明は不要となりました。

#### ②指定申請（更新）にかかる文書の簡素化

指定更新申請の際に、直近の届出済み内容から変更がない場合は、「添付省略」にチェックを付けて提出することで、添付書類の提出を省略可能とすること等、文書の負担軽減を図るため申請にかかる様式等を改定しております。詳しくは市ホームページをご確認ください。

#### ③人員配置に関する添付資料の簡素化

職員の資格証の写しについては、勤務形態一覧表に記入した職員で、従事する職種に必要な資格要件を証明する書類のみを提出してください。資格を要しない職種の場合は不要です。

#### ④変更届に添付を求める書類の簡素化

「弘前市介護予防・日常生活支援総合事業 変更届出書添付書類一覧（令和4年4月1日～）」を参照し、添付書類に記載されている書類のみを添付して頂くようお願いします。

### 3. 指定更新について

市では、指定事業者の指定については事業の種類及び事業所ごとに行うこととしており、指定を受けている者が指定の更新を受けようとするときは「弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱」に基づき、有効期間満了日の3か月前までに、指定（更新）申請書を提出することとなっております。

つきましては、令和4年度以降指定更新予定事業者一覧を参照の上、指定の更新を希望される場合は、期日までに指定（更新）申請書の提出をお願いします。更新手続きを行わずに有効期間を経過した場合、事業継続ができなくなりますので、各事業所において指定有効期間をご確認ください。

## 令和4年度 指定更新予定事業者一覧

### ○訪問型サービス事業所

	事業所名	指定有効期間満了日
1	フレディ訪問介護ステーション	2023. 3. 31
2	アースサポート弘前浜の町	2023. 3. 31
3	ケアステーション撫牛子	2023. 3. 31
4	ヘルパーステーション福々	2023. 3. 31
5	M&C サービスステーション	2023. 3. 31

### ○通所型サービス事業所

	事業所名	指定有効期間満了日
1	デイサービスセンターいわき山	2023. 3. 31
2	デイサービスセンター倶楽部フレディ	2023. 3. 31
3	アスモ	2023. 3. 31
4	ひなたストレッチ	2023. 4. 30
5	サポートセンターいきいき武さん家弘前	2023. 5. 31

## 4. 令和3年度介護サービス事業者等実地指導における指摘事項について

昨年度、介護サービス事業者等実施指導を実施し、是正改善の指導を受けた内容については、全事業所でご確認頂き、「弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」「弘前市介護予防・日常生活支援総合事業指定要綱」等の基準に従った適切なサービスを提供して下さるようお願いいたします。

また、各加算の算定要件につきましても、市ホームページに掲載しているサービスごとの「加算チェックシート」(R3. 4. 1～)を活用し、算定可能な体制となっているか、関係する記録に不備がないか等定期的な点検をお願いいたします。